

1. 都市行財政制度の改善について

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第6次一括法）が成立し、基礎自治体への権限移譲がさらに進み、今後も、「提案募集方式」の導入による地方の発意に根ざした改革が進められるが、なお一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. 地方創生にあたり各自治体が「地方版総合戦略」の策定に取り組んでおり、国の財政支援として、まち・ひと・しごと創生事業費、新型交付金が創設され、平成27年度補正予算においては、「地方創生加速化交付金」が措置されているが、引き続き安定的な財源を確保すること。また、まち・ひと・しごと創生事業費については、各自治体の実情を十分に勘案し、効果的な施策を進めることができるように拡充を図るとともに、新型交付金については、地方の創意工夫を十分に発揮できるよう必要な財源を確保すること。
3. 国の「財政運営戦略」における地方の一般財源総額の確保に基づき、総額確保の確実な実行を図るとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講じること。
 - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、税源の偏在性が少ない地方消費税を基本に、国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図ること。
 - (2) 地方創生に向けた取り組みや年々増大する社会保障経費などの財政需要を的確に反映させるなど、地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を継続し、臨時財政対策債によることなく地方交付税総額の安定的確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
 - (3) 基準財政需要額の算定方法については、都市の実態を的確に反映すること。
4. 国の財政政策における「マクロ経済政策（フィスカルポリシー）」と、「危機管理政策（国際的にも信用される国債管理）」の両立については、国債等の管理政策として各種指標（国家経済規模・自国通貨建て比率・貸し手国・対外純資産規模など）なども考慮して総合的に議論し、財政信認政策を体系的に構築した上で、国家発展の要請に応えうる裁量的財政政策への出動を計画的・積極的に可能とするよう、総合的な財政パラダイムを構築すること。
5. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度の対象範囲の拡大や、公債費負担における対象金利の引き下げなどの改善を行った上で、制度の再開を図ること。
6. 合併特例債の適用期間について、発行限度額に満たない被災以外の合併市町村についても、被災地同様、平成37年度まで再延長すること。また、経営統合がなされた上水道事業に係る過疎債・辺地債の適用について、合併特例と同様に従前のまま適用すること。
7. 法人実効税率の見直しについては、地方自治体の財政に影響を与えないよう、恒久的な代替財源の確保を確実に行うこと。
8. 自治体の貴重な財源となっているゴルフ場利用税を存続・堅持すること。
9. 医療機関が購入する医療機器や薬剤等については消費税が課税されているが、診療報酬は非課税扱いとなっていることから、医療機関の損税負担となっている現状を改善すること。
10. 地方公共団体における附属機関の設置について、政令により設置が認められている国の規定に準じ、規則・規定等により特別事項を調査・審議する合議制の機関設置が可能となるよう地方自治法を改正すること。
11. 社会保障・税番号制度の導入にあたっては、自治体情報ネットワーク強靱化の支援及び情報提供

ネットワークシステムのセキュリティの確保など厳格な個人情報保護対策を講じるとともに、地域の意見を踏まえた制度活用と中小企業・小規模事業者等の更なる負担軽減を図ること。また、導入に係る経費については、システム整備費等の超過負担が生じている自治体もある中、個人番号カード交付事務や今後新たに発生するシステム改修等に要する費用について、自治体の負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。さらに、自治体情報システム強靱性向上モデルへの対応にかかる必要な経費に対し、地方負担が生じないよう財政措置を講じるとともに、福祉医療費助成事務について、マイナンバー独自利用事務に関する情報連携項目の拡充を図ること。

12. 改正行政不服審査法の施行に伴い、第 81 条に基づく執行機関の附属機関として置かれる機関（第三者機関）についての財政支援を講じること。また、同法の円滑な運営のための共同研修支援を講じること。
13. 全国的に人口減少問題が顕著になってきていることから、過疎地域自立促進特別措置法について、早期に、平成 27 年国勢調査の結果を用いた過疎地域の認定要件の追加と期限延長を行うこと。
14. 新たな制度創設や制度改正を行うにあたっては、事前に自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。
15. 地域手当について、地域の一体性を考慮し、近隣市間において同率の支給率とすること。

2. 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

1. 医療保険制度の改革にあたっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。なお、制度の移行に当たっては、地方の意見が反映できる仕組みとするとともに、十分な準備期間を設け、保険者及び被保険者への速やかな情報提供を行うなど、被保険者及び自治体の負担軽減に十分配慮するとともに、移行までの期間は、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、被保険者及び自治体の新たな負担を生じさせないこと。また、平成 30 年度からの都道府県広域化に際しては、自治体の意見を十分に反映させるとともに、自治体の新たな負担を生じさせないよう、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国庫負担割合の早急な引き上げや療養給付費等交付金の算定方法の見直しなど、国の責任と負担において、財政措置の拡充を図るとともに、国保会計に対する府県支出金の役割が大きいことから、国において負担割合を引き上げること。さらに、広域化に向けた準備スケジュールが示されているが、自治体での議論に費やす時間が少ないことから、特に平成 29 年度のスケジュールの前倒しを図ること。
2. 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。
 - (1) 制度改正にあたっては、政令改正等の早期周知とシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
 - (2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置を廃止すること。
 - (3) 非自発的失業者の国民健康保険料の軽減措置及び高額療養費等の自己負担限度額の軽減に伴う保険者への補填について、国の施策として全額財源措置を講じること。
 - (4) 保険基盤安定（保険者支援）制度の充実・強化を図るとともに、中低所得者層に対する保険料の負担軽減策を拡充すること。
 - (5) 特定健診・特定保健指導に係る実施率が指標達成率に満たない場合に実施される後期高齢者支援金の加算・減算制度を撤廃すること。また、特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に引き上げるとともに、消費税率引き上げ分についても基準単価に反映すること。
 - (6) 高騰する療養費支給の適正化のため、国の主導のもと積極的な不正請求防止等への取り組みを図るとともに、施術者の資格取得の厳格化を行うこと。
 - (7) 高額医療費を要する疾病患者の多くが国民健康保険に偏在し、保険財政の大きな負担となっていることから、早期に財政措置を図ること。また、C型慢性肝炎等に用いられる高薬価新薬などの薬価収載に当たっては、急激な医療費の増額とならないよう、財政支援を講じること。
3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
 - (1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、国の責任において、保険料を抑制するための十分な財政措置を講じるとともに、医療費の地域格差を勘案した保険料率の特例措置の代替支援策を講じること。
 - (2) 後期高齢者医療制度の見直しにあたっては、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、制度改正等にかかるシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じること。
4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。また、給付と負担のバランス、国と地方の負担のあり方などについて検討し、持続可能な介護保険制度の確立を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 介護給付費負担金（施設等給付費 20%・居宅給付費 25%）の別枠で調整交付金（5%）の財源を確保すること。
 - (2) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財源措置を講じること。また、平成 27 年度から保険料の低所得者軽減が段階的に拡大されたが、なお一層低所得者対策を強化するとともに、介護保

険サービス利用料についても、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。

- (3) 介護保険制度における第1号保険料の設定方法については、世帯概念を用いている賦課方式を改め、本人の所得のみにより賦課する方式に改めること。
 - (4) 訪問介護における生活援助の時間区分の見直しがなされたが、利用者に必要なサービスが確保できるよう、必要に応じ改善策を講じること。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬単価の見直しを行うこと。
 - (5) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場においては、慢性的な職員不足が続いていることから、介護職員の待遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。
 - (6) 新しい総合事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）について、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じるとともに、実施時期については各自治体の状況を勘案したものとする。
 - (7) 一億総活躍社会の実現に向けた、介護離職者・特養待機者の解消に向けた取り組みとして、2020年代初頭までに約12万人分増の介護サービス基盤の整備が従来の計画よりも前倒し、上乗せで進められているが、国の責任として十分な財政措置を講じること。
 - (8) 国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の還付加算金の算定については、個人住民税の還付加算金の計算期間の始期と同様となるよう法改正等の改善を図ること。
 - (9) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。
5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間円滑にかつ安定的に実施できるよう、国の責任において、財源を確保すること。また、おたふくかぜ、ロタウィルスワクチンの接種を定期予防接種として位置付け、定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについては、対象者を65歳以上全員とすること。さらに、医師の確保・混合ワクチンの開発をはじめ住所地外での接種に係る制度整備を図るなど、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を図ること。
- 平成25年の風しんの流行拡大にみられるような事態の発生防止、妊婦の風しんり患による胎児への影響を防止するため、成人に対する予防接種対策及び財政支援を講じるとともに、今後の感染症発生時における臨時接種の実施基準など、国による適切な初期対応のあり方について明示すること。また、感染症対策特別促進事業（結核対策特別促進事業）について、前年度に補助対象項目を明確にし、補助申請額全額を確保すること。
6. 妊婦健康診査の公費負担について、引き続き十分な財政措置を講じるとともに、制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症について、その検査、治療の保険適用や補助制度の創設等、必要な公的支援措置を講じること。
 7. がん対策の一層の充実を図るため、がん検診推進事業、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業及び新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を講じるとともに、それまでの間、円滑にかつ安定的に実施できるよう国の責任において、財源を確保すること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。
 8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費の無料化制度を創設するとともに、子どもの医療費負担軽減措置の充実と適用範囲の拡大を図ること。
 9. 地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、全国一律の制度として早期に国において制度化するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

10. 2025年問題を見据えた医療・介護提供体制の構築や小児科、産婦人科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制を構築するため、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みや看護師の確保など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、医師・看護師の確保のため、住宅整備、労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。さらに、地域医療構想策定にかかる病床再編については、全国一律に行うことなく、地域の実情に即したものとするとともに、自治体が行っている公的病院への助成に関する特別交付税措置について、特別交付税ではなく、安定した財政支援を創設すること。

3. 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 児童手当などの今後の制度設計にあたっては、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するなどの財政措置を図るとともに、認定請求時及び現況届時における被用者確認や配偶者の所得確認などについて、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取り組みが行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
 - (2) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と障害基礎年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。
 - (3) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じるとともに、民間保育所の保育士等の処遇改善のため、補助事業の創設を図ること。また、児童養護施設等については、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた職員配置基準の引き上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際には、一定の経過措置を設けること。さらに、認可保育所及び認定こども園の施設整備に対し、継続的な財政措置を講じるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金を増額すること。
 - (4) 多様化する生徒指導上の問題等にきめ細かく対応するため、課題解決・双方向型授業や専科教育の充実等、新しい教育実践とともに、貧困による教育格差の解消など学校現場が抱える喫緊の課題に対応するための教職員の配置について一層の措置を講じること。また、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制を確立するため、通級指導教室の増設及び指導教員の増員と看護師等の医療教員の配置を含めた教職員等の配置基準、及び小学校2年生35人学級の法制化又は加配措置を図るなど、学級編制基準の見直しについて一層の措置を講じること。さらに、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの配置及びスクールソーシャルワーカーの配置拡大と活用事業の実施主体の拡充及び補助金の充実を講じること。
 - (5) 子ども・子育て支援新制度について、認定こども園への移行に際しては施設整備費や運営費について十分な措置を講じるとともに、今後も引き続き実施主体である自治体の負担増が生じないように、適切な情報提供及び財政措置を講じること。また、新支援制度の中に、公立認定こども園、公立保育所の耐震化などの施設整備補助金を創設すること。
 - (6) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用されるよう法改正を図ること。
2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。
 - (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水准确保を図るとともに、福祉サービスの支給量の上限を定めること。また、障害者グループホームをはじめとした障害者福祉サービスの基盤整備に係る適正な財政措置を講じるとともに、既存住宅のグループホームへの転用について、建築基準法の運用基準を明確にすること。さらに、サービス等利用計画相談支援については、十分な報酬額・人材養成経費・人員基準の要件緩和など必要な措置を講じるとともに、市町村長が行っている計画相談支援事業所（特定相談支援事業者）の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。なお、利用計画については、案の有無を支給決定の要件としないとともに、自治体の責任において代替プランを立て

なければならない場合は、体制整備に対し支援策を講じること。

- (2) 地域生活支援事業の実施について、自治体及び利用者の負担増にならないよう、十分な財政措置を講じること。また、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付事業に含め、義務的経費として財源を確保すること。
 - (3) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に、鉄道・バス・航空運賃等割引制度の適用を図ること。また、補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障害者の実情にあった基準とするとともに、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児補聴器購入について、補装具費の支給制度において対応すること。さらに、日常生活自立支援事業の充実・強化を行うとともに、精神障害者相談員制度を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定して創設すること。
 - (4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
 - (5) 障害者総合支援法において、施行後3年目を目途として検討することとされた項目について、平成27年12月に社会保障審議会障害者部会が取りまとめた同法の見直しに関する報告書に基づき、適切な措置を講じること。
 - (6) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るため自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
3. 生活保護制度の抜本改革について、次の通り特段の措置を講じること。
- (1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じるとともに、生活困窮者就労基準支援費等補助金（生活保護適正実施推進事業）について、国の責任において全額国庫負担とすること。また、生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。さらに、修学支援について、日本学生機構における無利子貸付（第1種奨学金）の対象拡大を図るとともに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援や給付型の奨学金制度の創設を図ること。
 - (2) 生活保護は憲法が保障する制度であることから、人件費及び訪問に必要な経費を含む経費を全額国が負担すること。
 - (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、生活保護申請者及び受給者における扶養義務責任範囲の強化を図ること。
 - (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有の容認要件を緩和すること。
4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、運営費補助単価限度額を平成17年度の水準まで回復を図ること。また、国の補助金額は府県の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。
5. 改正自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自治体がすすめる自殺対策事業に対し、継続的で活用しやすくかつ十分な財政支援を講じるとともに、各自治体の対策が一層本格的に講じられるよう、各種の環境整備を図ること。また、国・地方を挙げた総合的なセーフティーネットの構築について積極的な検討をすすめること。
6. 援護法関係に係る特別給付金や特別弔慰金等の給付について、国の通知等に基づいた円滑な事務が実施できるよう十分な財政措置及び体制整備を講じること。
7. 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

4. 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
 - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、沿接未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かしたプロジェクトの実施を行うなど、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ早期に完成させること。また、地域住民の日常生活に必要な地域公共交通の確保、機能強化、及び維持可能なネットワークを形成するため、地域の実情に応じた新しい交通システムの導入に向け、必要な制度を構築すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備は、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案した対応を講じること。
 - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進。
 - (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援措置。
 - (4) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう復興関連予算は通常予算と別枠とし、道路整備財源を安定的に確保するとともに、鉄道、路線バス、コミュニティバスなどの公共交通の連携を図るネットワークを形成し、自治体の交通政策を総合的かつ安定的に推進するため、次の措置を講じること。
 - (1) 地方鉄道の活性化や安全確保のため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金の補助率を引き上げること。
 - (2) 近畿圏と隣接する圏域との交流を促進するため、全国相互利用サービスが可能となった交通系 ICカードについて、圏域間におけるまたぎ利用ができるよう、JR各社に働き掛けること。
 - (3) 地域の活性化と発展のため、重要な社会基盤であるコミュニティバス（地域巡回バス）や地域鉄道（第三セクター鉄道）を安定的に維持させるため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、制度の継続、補助要件の緩和及び補助対象の拡充など安定的な財源確保を図ること。また、商店街等と連携したコミュニティバスの利用促進に対する補助事業を創設すること。
3. 都市計画区域区分の決定や農地転用許可及び農用地区域の設定・除外など、現在、国や府県にある権限の更なる移譲と規制等の緩和措置について、法改正も含めた見直しを図ること。
4. 農業生産基盤整備については、受益者負担がハードルとなり、特に中山間地において基盤整備が進みにくい状況にあることから、農家負担の軽減のため、農業農村整備事業（計画基盤関係）の補助率の拡充を図ること。
5. 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じること。また、未普及地域の整備を促進するため、対象事業範囲を拡大し、補助率を引き上げるとともに、末端管渠整備について、効果促進事業となるよう、弾力的な運用を図ること。
 - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により単一市となった場合、流域下水道の移管について、地方交付税への格段の配慮などの財政措置を講じること。
 - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置の拡充及び助成要件の緩和を図ること。
6. 公共下水道の敷設や私道の公道化について、事業の妨げとなる事例について、法整備あるいは特別措置等により事業推進可能となるよう、方策を検討すること。
7. 安全で安定した水道水の供給と地震等災害時の水道機能の確保を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化等及び簡易水道事業の上水道への統合について、補助率の引き上げなど十分な財政措置を講じるとともに、補助対象事業の条件緩和や拡充、大規模災害時の広域連

携に向けた支援体制の強化を図ること。また、統合後の上下水道事業における高料金対策に要する経費に対する繰出金について、基準となる資本費・給水原価など適切に算定すること。さらに、水道事業の経営健全化のため、水道施設耐震化等事業及び生活基盤施設耐震化等交付金における採択基準の撤廃や交付率の引き上げにより要望額の満額を確保するとともに、起債の融資条件及び借換制度の条件緩和を図ること。

8. 公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、揚水規制、水質管理の徹底など行政指導が行えるよう法整備を図るとともに、専用水道の設置者及び利用者に対する負担制度の創設など、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
9. 特定多目的ダムの完成後に要する維持管理費と国有資産等所在市町村交付金に係る納付金について、基本計画の変更により建設事業費が増嵩し、自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担額の軽減を図ること。また、国の政策転換などによりダム建設事業が中止になる場合については、ダム事業の代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など、中止に伴う諸課題の解決に向けて、現行制度にとらわれることなく国の責任において適切な対応を講じること。
10. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
11. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、真に必要な都市基盤整備や災害対策を計画的かつ効率的に実施できるよう、対象事業の拡大を図るとともに十分な財政措置を講じること。
12. 大都市圏からの大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費及び運営交付金に対する財政支援や助成制度の創設を講じること。

5. 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、国及び地方自治体における対策の見直しが求められているなか、東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を一体的に推進するため、ハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 日本海側及び太平洋側における地震及び津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、ならびに防災拠点港をはじめとする施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策整備について十分な措置を講じること。また、国土強靱化を目的としたエネルギーセキュリティ・インフラ向上のため、日本海と太平洋側を結ぶ「広域ガスパイプライン」の整備について、国が主導的な役割を發揮するとともに、都市間幹線パイプラインインフラ整備のため必要とする有望なLNG受入基地については、国レベルの整備計画として位置づけること。
 - (2) 防災拠点施設の整備、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。
 - (3) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、民間建築物への耐震診断や耐震改修への補助に対し、国費を確実に交付するとともに、公立小中学校普通教室等への空調設置やトイレ改修に係る学校施設環境改善交付金について必要な財政措置を図ること。また、公立学校施設の非構造部材の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図ること。さらに、公立保育所の耐震化工事や、その他公共施設の耐震化関連事業についても同様に予算を確保すること。一方で、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、公教育を支える立場から必要な財政支援を行うこと。
 - (4) 地震及び津波の被害を確実に防ぐため、防潮(波)堤並びに防潮水門の早急な整備等や老朽化した井堰及び護岸の整備・全面改築のための財政措置を講じるとともに、津波から逃げ切るためのソフト面の対策についても講じること。
 - (5) ため池等整備事業や地震災害等による地すべり・急傾斜地崩壊対策にかかる財政措置の拡充を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和を講じること。
 - (6) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する、堰堤築造対策などの砂防事業・治山事業・総合治水対策への財政措置の拡充や採択要件の緩和、民間事業者への税制上の優遇措置の要件緩和を図るとともに、土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業への支援の拡充及び土砂災害特別警戒区域外の農地に住宅を建て替える際の農地法の転用許可の緩和など、総合的な対策について十分な財政措置を講じること。また、「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和するとともに、「被災者生活再建支援法」の適用基準については、「半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。さらに、特別警報の運用について、都道府県単位に加えて市町村単位で発表することや発表時期について検討を加えて、さらなる充実・強化を図ること。
 - (7) 緊急防災・減災事業債の恒久化を図るとともに、総枠の増額及び対策事業の拡充を図ること。
 - (8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団への支援として適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備充実、機動力強化等に関わる具体的な財政措置を講じること。
2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 原子力発電所については、原子力規制委員会による新規制基準に対する審査が逐次行われ、再稼働及び再稼働に向けた準備が進められているが、国において自治体の地域防災計画の実効性について、早期に検証を行い災害発生時の対応がよりの確に行われるよう支援するとともに、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、審査内容、エネルギー政策、緊急時対応等について十分な説明を行

い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、原子力防災学習会等による住民への防災意識の普及啓発、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施など、国が積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。

- (2) 「緊急防護措置計画範囲」(UPZ)における避難先の確保や避難に必要な車両及び各種交通手段の確保と道路の拡充等による住民避難対策、モニタリングポストの増設等によるモニタリング体制の拡充、通報体制等の整備など、原子力防災対策に最大限の支援措置を講じるとともに、原子力事業者と自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うこと。また、原子力発電所に近接する自治体においても、原子力防災対策には多大な経費が必要とされることから、適切な財源対策を講じること。なお、現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ 圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。さらに、原子力発電所の停止に伴う電気料金の負担増に対する地域間格差の改善措置を講じること。
 - (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、迅速に除染するための研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施方を確立すること。また、高レベル放射性廃棄物処分場を早期に建設し、不要に蓄積される廃棄物に対する住民の不安を払拭すること。
 - (4) UPZ 圏外であっても、UPZ 圏内の自治体と同様または準じた地域防災計画を策定している自治体については、UPZ 圏内に準じた措置を講じるとともに、原子力災害事前対策をはじめ応急対策、中長期対策などについて、自治体への支援に係る必要な内容を追加すること。また、UPZ 圏外における緊急時モニタリングなどを行う国の体制を早急に整備すること。
 - (5) 地域の実情を踏まえた UPZ 圏内における安定ヨウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ヨウ素剤の迅速かつ的確な配布体制を確立すること。
 - (6) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。
3. 電力の安定供給確保、及び再生可能エネルギーの利用拡大・技術開発の促進など次の事項について特段の措置を講じること。
- (1) 現下の厳しい電力状況を踏まえ、電力の安定供給確保に向け、国は責任を持って対処すること。
 - (2) 自然エネルギーへの関心が高まる中、太陽光発電の充実を図るなど、地域特性・資源を活用した一般家庭対象の全ての再生可能エネルギーについて、その設備導入に係る補助制度の創設を図ること。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度について、地域の地理的・環境的状况を勘案し、調達価格・調達期間を定めること。さらに、自治体が行う再生可能エネルギー普及促進事業及び省エネ改修に対し、財政支援を行うこと。
 - (3) バイオマス利活用の推進・普及を図るため、必要な支援及び財政措置を拡充するとともに、バイオガス発電について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。
 - (4) 新たな国内エネルギーとして注目されている、メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
4. 平成 25 年の台風 18 号及び平成 26 年 8 月豪雨を踏まえ、由良川全流域の堤防未整備区間の整備および小規模河川等の内水対策（河道掘削・排水ポンプ設置・排水機場整備など）について、早期の対応・支援を行うこと。また、台風 18 号では桂川や宇治川・木津川流域およびその他河川においても甚大な被害が生じており、各市が行う生活再建支援や復旧・復興について万全の対策を行うとともに、これら河川の溢水・氾濫防止について、堤防整備・河道掘削及び小規模河川等の内水対策について、早期対応・支援を行うこと。

6. 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

1. 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の施行を踏まえ、琵琶湖の水質保全、水源かん養、自然的環境及び景観保全等の幅広い観点から、各水域の実情に応じた総合的な保全及び再生にかかる対策の取り組みに対し、必要な支援と財政措置を講じること。また、森林整備の担い手の育成と山村地域への定住を促進するため緑の雇用担い手対策事業の継続と必要な予算を確保するとともに、研修事業だけでなく雇用に対する支援等について、事業の拡充を図ること。さらに、森・里・川・海の有する豊かな自然環境の再生と保全を図るため、国民一人ひとりが日々の暮らしの中できめ細やかに手入れする活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。
2. 地球温暖化並びに地球環境問題への対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
 - (1) 温室効果ガス排出量削減に向けた方向性及び国・地方の役割を、財源も担保した上で具体的に示すこと。
 - (2) 森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能を持つ竹林の整備・活用にかかる支援措置を行うこと。また、国内産木材の利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する財政支援を行うこと。さらに、二酸化炭素排出源等を課税対象とする環境関連税については、自治体に対する新たな税財源とするなど必要な支援を講じること。
 - (3) バイオディーゼル燃料利用車へのメーカー保証措置や燃料供給施設普及のための財政的支援並びに関係法令の見直しによる規制緩和を行い、次世代自動車等の普及を図るとともに、バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の免税措置を講じること。
 - (4) 本年4月からの電力小売全面自由化に伴い、区域の温室効果ガス排出量の推計に必要な部門別販売電力量のデータの入手がこれまで以上に困難、複雑になることが予想されることから、電気事業者が排出量の算出に必要なデータを自治体に提供するよう指導を行なうこと。
 - (5) 微小粒子状物質（PM2.5）について、PM2.5に関する総合的な取り組みに基づく精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律で周知・運用できる制度を整備すること。また、このような地球環境問題については、国家間の協議のみでなく、自治体が行う他国友好都市などとの連携・協力の取り組みに対しても、必要な支援を行うこと。
3. 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みの推進を図ること。
4. 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。
5. 地方における観光産業の振興に向けて、外国人観光客の受け入れなど観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
6. 企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地の造成や整備、また、アクセス整備や誘致企業に対する助成等の財政負担に対して支援の充実を図ること。
7. 中小零細企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するとともに、円安による輸入原材料等のコスト高に対応するため、金融対策の維持・拡充及び弾力的運用を図ること。また、企業自身の能力や地域資源を活用し、独自の事業発展、強化を目的とした人的・財政的支援を含む包括的な支援制度を創設するとともに、自治体の事業誘致・企業誘致への支援措置の拡充を図ること。とりわけ、平成26年6月に施行された「小規模企業振興基本法」の趣旨及びその置かれている状況に鑑み、小規模企業への支援策の拡充を講じること。また、消費税が8%に増税され、さらに10%に引き上げられることが予定される中、景気対策となるインフラ整備を優先かつ計画的に取り組み、増税後に不況が生じることのないよう対策を実施すること。
8. 有害鳥獣による農作物被害の防止は、耕作放棄地発生未然防止の観点からも必要であるため、鳥獣被害防止総合対策の充実など、引き続き捕獲及び防除対策に十分な財政措置を講じること。ま

- た、有害鳥獣捕獲の担い手確保のため、銃刀法の規制緩和と射撃場の確保を図ること。さらに、鳥獣被害防止対策特別措置法によって設置する「鳥獣被害対策実施隊」が、誤射等により第三者に被害を与えた場合に市町村が負う損害賠償責任について、交付税措置の対象とすること。
9. 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意については、国内農林水産業、関連産業及び地域経済へ多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国内産業へ影響が出ないよう万全な対策を講じること。中でも、農林水産業に及ぼす影響を十分考慮し、将来にわたり持続的発展が図られるよう万全の措置を講じること。また、日本の農業を支える中山間地における農業農村基盤の整備は、安定した需要のある農業体質の実現につながるとともに、移住・定住基盤として地方創生にも大きく資することから、その抜本的充実を図ること。
 10. 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に職務上の疎明資料等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。
 11. コンビニ等での住民票等各種証明書交付サービスについて、特別交付税算入措置等の更なる財政支援を図ること。
 12. 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。一方で、不適切な残土投棄について、業者のモラル向上と適正な残土処分が実現できるよう、法整備を図ること。
 13. 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。また、施設の解体工事については、多くの自治体が新施設稼働後に既存施設を解体撤去しているため 交付対象とならないことから、すべての解体工事が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。さらに、海岸漂着ごみ（台風災害等を含む）の処理及び処理施設整備についても、必要な財政措置を講じること。
 14. 「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にし、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。また、リサイクル費用が製品価格に上乗せとなるようにするなど必要な検討を行うこと。
 15. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本的方針等を策定すること。
 16. 市民が安心して消費生活相談ができるよう、自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置を講じること。
 17. 多文化共生社会の実現に向けて、定住外国籍住民の生活・就労・就学に必要な日本語の学習機会を保障するとともに、外国籍の児童・生徒への日本語指導等を行う専任職員の増員など、必要な法制度等の整備及び財政支援を講じること。
 18. 橋梁・道路等の老朽化対策として、橋梁の修繕・架替工事及び橋梁以外の道路構造物の修繕工事が円滑に実施できるよう、国における各種支援及び点検を外部委託する費用を含めて国において必要な支援及び財源を確保すること。また、公共施設の老朽化対策として、公共施設等総合管理計画に基づく除却・更新・統廃合・長寿命化の実施に対しては、起債発行期間の延長や公用施設を財政措置の対象とするなど、財政支援の更なる拡充と技術的な支援を図り、国庫補助金制度を活用した施設等を処分する場合は、国庫補助金の返納を不要とするとともに、集約化・複合化事業に係る公共施設最適化事業等の財政措置について、期間を延長すること。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を波及させるため、また、地方創生を図る観点等から、今後重要度が増す公立スポーツ・文化施設の改修や機能向上等に対する財政措置を創設すること。さらに、学校施設の長寿命化改良事業について、補助対象事業費の下限額を引き下げることに。